

契約書

新日本窒素肥料株式会社(以下「甲」という。)と後田榮蔵、中津美芳、竹下威吉、中岡さつき、尾上光義、前田則義(以下「乙」という。但し本契約において「乙」は別紙添付の水俣病患者登名表記載の患者のうち現に生存する者については本人を既に死亡している者についてはその相続人及び死亡者の父母、配偶者、子をすべて代理するものとする)とは兩当事者間に生じた水俣病患者に対する補償問題について、不知火海漢業紛争調停委員会が昭和三十四年十二月二十九日提示した調停案を双方同日受諾して円満妥結したのでここに甲と乙とは次のとおり契約を締結する。

第一条 甲は水俣病患者(すでに死亡した者を含む。以下「患者」という。)

に対する見舞金として次の要領により算出した金額を交付するものとする。

一すでに死亡した者の場合

(一)発病の時に成年に達していた者

発病の時から死亡の時までの年数を拾萬円に乗じて得た金額に弔慰金參拾萬円及び葬祭料貳萬円を加算した金額を一時金として支払う。

(二)発病の時に未成年であつた者

発病の時から死亡の時までの年数を參萬円に乗じて得た金額に弔慰金參拾萬円及び葬祭料貳萬円を加算した金額を一時金として支払う。

二生存している者の場合

〔一〕発病の時に成年に達していった者、

(1) 発病の時から昭和三十九年十二月三十日までの年数を拾萬円に乗じて得た金額を一時金として支払う。

(2) 昭和三十五年以降は毎年拾萬円が年金を支払う。

(3) 発病の時に未成年であつた者

(1) 発病時から昭和三十四年十二月三十日までの間、未成年でありますに期間についてはその年数を参萬円に、成年に達した後の期間につゝはその年数を五万円に乗じて得た金額を一時金として支払う。

(2) 昭和三十五年以降は成年に達するまでの期間は毎年参萬円を成年に達した後の期間につゝは毎年五万円を年金として支払う。

三、年金の交付を受けた者が死亡した場合

すでに死亡した者の場合に準じて慰労金及葬祭料を一時金として支払い、死亡の月を以つて年金の交付を打ち切るものとする。

四、年金の一時払いについて

〔一〕水俣病患者診査協議会（以下「協議会」という）が症状が安定し、又は軽微であると認めた患者（患者が未成年である場合はその親权者）が年金にかえて一時金の交付を希望する場合に、甲は希望ヶ月をもつて年金の交付を打ち切り、一時金として貰拾万円を支払うものとする。

但し一時金の交付希望申し入れの期間は本契約締結後半年以内とする。

〔二〕による一時金の支払いを受けた者は、爾後の見舞金に俟する。

一切の請求权を放棄したものとする。

第二条 甲の乙に対する前条の見舞金の支払は所要力金額を日本赤十字社熊本縣支部水俣市地区長に寄託しそれを配分の方を依頼するものとする。

第三条 本契約締結日以降において発生した患者(協議会が認定した者)に対する見舞金については甲はこの契約の内容に準じて別途交付するものとする。

第四条 甲は將来水俣病が甲の工場排水に起因したことが決定した場合においてはそり月をもつて見舞金の交付は打ち切るものとする。

第五条 乙は將来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても新たに補償金の要求は一切行わ

ないものとする。

本契約を証するため本書、貞通を以成し甲、乙、各貞通を保有する。

昭和三十四年十二月三十日

甲 新日本窒素肥料株式会社

右代理人 取締役社長 吉岡喜一

新日本窒素肥料
社水俣工場
工場
西 田 崇一

渡辺 崇藏

中津 美芳

下

武

吉

竹

中

國

之

國

尾

上

光

義

前

角

義